

(平成24年2月22日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

4 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 1 件

福島国民年金 事案 778

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年3月から53年3月までの期間及び58年11月から平成3年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年3月から53年3月まで
② 昭和58年11月から平成3年11月まで

私の国民年金保険料は、結婚前は母が、結婚後は妻が納付していた。未納期間及び未加入期間があるのはおかしいので、調査の上、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人と連続して国民年金手帳記号番号を払い出されている任意加入者の資格取得日から、昭和54年1月頃に払い出されたと推認でき、この時点で、申立期間①の一部の国民年金保険料は時効により納付することができない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人に代わって国民年金保険料を納付したとする申立人の母は、国民年金保険料の納付についての記憶が定かではなく、当時の具体的な状況を確認することができない。

申立期間②については、オンライン記録によれば、昭和58年5月21日に国民年金被保険者資格を喪失してから、61年4月1日に再度資格を取得するまでの間において、申立人の国民年金の加入記録は確認できないことから、申立期間②の一部は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料の納付書は発行されず、申立人は、制度上、当該期間の国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険からの切替手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人に代わって切替手続及び国民年金保険料の納付を行ったとする申立人の妻は、A市役所又は同市B出張所で納付したと述べるのみで、記憶が定かではなく、当時の具体的な状況を確認することができない。

さらに、申立人が、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福島国民年金 事案 779

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月から 62 年 3 月まで

私は、昭和 61 年 3 月に A 事業所を退職し、同年 4 月又は同年 5 月頃に B 市に転居した。その後、同年 6 月から同年 8 月までの間に同市役所で国民年金の加入手続を行い、同市からもらった納付書を用いて申立期間に係る国民年金保険料を銀行で納付した。

共済組合から国民年金に切り替えた時期であり、確実に国民年金保険料を納付したので、調査の上、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 61 年 6 月から同年 8 月までの間に国民年金の加入手続を行ったと述べているところ、B 市が作成した申立人に係る国民年金被保険者名簿の被保険者資格取得日（昭和 61 年 4 月 1 日）入力年月欄には、「1. 3」と押印されていることが確認できることから、申立人の国民年金加入手続は平成元年 3 月頃に行われたものと推認できる。

また、国民年金新規払出整理簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は平成元年 3 月 31 日に払い出されていることが確認できることから、この時点で、申立期間の大部分は時効により国民年金保険料を納付することができない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、前述の国民年金被保険者名簿の保険料検認記録によれば、納付状況が空欄となっている昭和 61 年度欄に「消込済」と押印されていることから、同年度の納付状況について、B 市が社会保険事務所（当時）と記録を突合し、同年度の国民年金保険料が未納であると確認したものとみられる。

加えて、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料の納付方法及び納付金額の記憶が明確ではない上、申立人が、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 4 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 4 月から 50 年 3 月まで

会社を退職する際に、労務担当者から「国民年金に加入していれば、将来、年金が支給される。」と言われ、母と一緒に A 市 B 支所に行って、国民年金の加入手続を行った。

私が結婚した際、母から「国民年金保険料は全て納付しているので、大切にするように。」と年金手帳等を渡されたので、申立期間の国民年金保険料は母が納付してくれていたものと思うが、未納の記録になっている。

母から渡された年金手帳等は紛失してしまったが、申立期間について、調査の上、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 市が作成した申立人に係る国民年金被保険者名簿には、申立期間については未納と記録されており、オンライン記録と一致している。

また、申立人と連続して国民年金手帳記号番号を払い出されている任意加入者の資格取得日及び特殊台帳の記録により、申立人は、昭和 51 年 2 月頃に国民年金手帳記号番号を付番され、同年 4 月 30 日に年金手帳を交付されたものと推認でき、この時点で、申立期間の国民年金保険料は過年度保険料となる。申立人は、国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人に代わって国民年金保険料の納付を行ったとする申立人の母は病気のため、当時の状況を聴取できず、国民年金保険料の納付について確認することができない。

さらに、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が、申立期間について国民年金保険料を納付していたこと

を示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福島厚生年金 事案 1314

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 8 月頃から 49 年 11 月 1 日まで
② 昭和 52 年 9 月頃から 53 年 3 月 1 日まで

申立期間①については、昭和 48 年*月の長男出産に伴い、勤務していた A 社を同年 3 月に一旦退職したが、同年 8 月頃に同社に復職し、49 年 10 月 31 日まで勤務した。

申立期間②については、昭和 52 年*月の長女出産に伴い、勤務していた B 社を同年 7 月に退職したが、同年 9 月頃から在宅勤務者として同社の C 作業に従事した。その際、同社の事務担当者から、「厚生年金保険料を全額自己負担すれば、社会保険に加入する方法がある。」と勧められ、出来高制の給与から厚生年金保険料を控除してもらい厚生年金保険に加入した。

半年ほどして、事務担当者から、「このような方法では社会保険に加入できなくなった。」と説明を受け、昭和 53 年 3 月から国民年金に加入した。

申立期間①及び②について、調査の上、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、複数の同僚の記憶及び申立人から提出された保育所連絡帳の記載事項から、具体的な勤務期間は定かでないものの、長男出産後に、申立人が A 社に復職したことは推認できる。

しかしながら、A 社は昭和 53 年 7 月 26 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主には連絡が取れなかったものの、当時の役員は、「厚生年金保険の加入に際しては、従業員に対し加入意思の確認をしていた。」旨を述べている。

また、申立人の A 社における厚生年金保険被保険者記録は申立人に係る雇

用保険の加入記録とほぼ符合しており、申立期間①について雇用保険の加入記録は確認できない上、当時、同社の女性被保険者5人のうち元役員を除く4人については、厚生年金保険被保険者記録は雇用保険の加入記録と符合している。

さらに、申立期間①当時、A社に勤務していたことが確認できた複数の同僚に照会しても、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び回答を得ることはできなかった。

申立期間②については、申立人は、B社の在宅勤務者であり、厚生年金保険料を全額自己負担し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかしながら、B社の事業主は、「申立期間②当時の資料は無く、当時の状況を知る者も在籍していないため、申立人の雇用形態、厚生年金保険の加入及び厚生年金保険料の控除についての取扱いは不明である。」旨を述べている。

また、申立期間②当時、B社に勤務していた従業員の一人は、「在宅勤務者は厚生年金保険に加入していなかった。」旨を述べている。

さらに、申立人のB社における厚生年金保険被保険者記録は雇用保険の加入記録と符合しており、申立期間②については雇用保険の加入記録は確認できない。

加えて、申立人は、「在宅勤務者は、B社の社員ではなく、請負又は内職のようなものだった。」旨を述べている。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。